

鳥獣保護区等制度の概要について

1 根拠法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法）

（法律の概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項等を定めている。

2 野生鳥獣の捕獲について

野生鳥獣の捕獲は原則禁止（第8条）

ただし、次の場合は、捕獲が認められる。

（1）許可捕獲（国、都道府県又は市町村の許可による捕獲：第9条）

- 農林業被害の防止のために、イノシシ、シカ等有害鳥獣を捕獲する場合
- 大学などが学術研究のため捕獲する場合 等

（2）狩猟捕獲（狩猟による捕獲：第11条）

- 狩猟鳥獣のみ
 - ・ 鳥類（26種類） マガモ、キジ、カワウ、スズメ、キジバト等
 - ・ 獣類（20種類） タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ等
- 狩猟期間のみ
 - ・ 毎年11月15日から翌年2月15日まで
 - ※ イノシシ及びニホンジカについては3月15日まで（延長）
 - ※ ツキノワグマについては12月14日まで（短縮）
- 法定猟具（銃、網又はわな）を使用する場合、狩猟免許及び狩猟者登録の手続が必要
- 鳥獣保護区や休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地等は狩猟捕獲禁止

3 鳥獣保護区及び特別保護地区

国指定鳥獣保護区は環境大臣が、都道府県指定鳥獣保護区は都道府県知事がそれぞれ指定する。

鳥獣保護区内においては、狩猟捕獲が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

指定の方針・計画は、「鳥獣保護管理事業計画」（第4条第2項）に定める。

4 鳥獣保護区等の概要

区域	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (第 28 条)	野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定	狩猟捕獲を禁止※	岡山県では 10 年 (法定: 20 年以内)
特別保護 地区 (第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定	【要許可行為】 ・ 工作物の新築等 ・ 水面の埋立、干拓 ・ 木竹の伐採	岡山県では 10 年 (法定: 20 年以内)
休猟区 (第 34 条)	狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に、その生息数を増加させる必要があると認められる区域に指定	狩猟捕獲を禁止※	(法定: 3 年を超えることができない)
特定猟具使用 禁止区域 (第 35 条) (旧銃猟禁止区域)	銃猟又はわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、必要があると認められる区域を指定	・ 銃器を使用した鳥獣の捕獲行為を禁止 ・ くくりわなを使用した鳥獣の捕獲行為を禁止	岡山県では永年 又は 10 年 (法定: 制限なし)

※ 狩猟捕獲は禁止であるが、農林被害の防止など必要があると認められる場合は許可捕獲が可能

5 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年 10 月 26 日環境省告示第 69 号）に基づき、県鳥獣保護管理事業計画で次の区分を設けている。

現在、県が指定しているのは、（1）森林鳥獣生息地、（3）集団渡来地、（7）身近な鳥獣生息地の 3 区分である。なお、国が指定しているのは、（4）集団繁殖地の保護区の 1 区分である。（令和 4 年 11 月 1 日時点）

（1）森林鳥獣生息地の保護区 49 箇所、22,562ha

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（2）大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

（3）集団渡来地の保護区 1 箇所、916ha

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。

（4）集団繁殖地の保護区 1 箇所、662ha（国指定）

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 15箇所、3,130ha

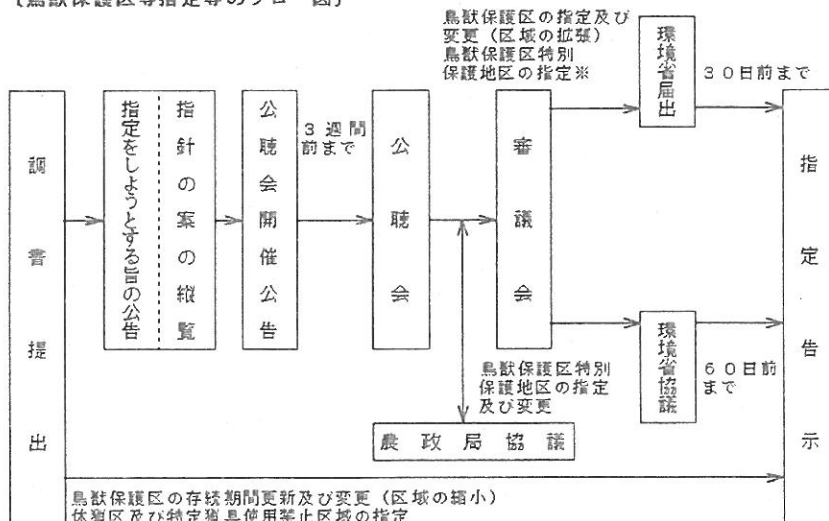
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

6 岡山県の指定状況 (単位: ha)

区分	年度	令和4年度 (2022)	令和5年度(2023)計画			
			期間満了	更新	新設・変更	増減(Δ)
鳥獣保護区	箇所	66	1	6		65
	面積	27,270	662	2,176		26,608
特別保護地区	箇所	11		2		11
	面積	1,224		337		1,224
休猟区	箇所					
	面積					
特定猟具使用禁止区域 (旧銃猟禁止区域)	箇所	62		1	1	63
	面積	31,403		635	3,900	35,303
計	箇所	128	1	7	1	128
	面積	58,673	662	2,811	3,900	61,911

※ 鳥獣保護区には、国指定1箇所、662ha(鹿久居島)を含む。(期間満了の1箇所は鹿久居島)

【鳥獣保護区等指定等のフロー図】



※存続期間満了後継続して行う指定であって、その区域に変更がないものに限る。

高尾鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 48 年（再指定 5 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり。

4 更新理由（指定理由）

高尾鳥獣保護区は、新見市の中心部、標高 200m から 503m に位置し、天然広葉樹林及びスギ・ヒノキの人工林が見られる。このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、コゲラなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

そのうち、当該区域は、標高 250m から 503m に位置し、県内でも人工林率の高い新見市において、クヌギやコナラなどを主体とする天然落葉広葉樹がまとまって存在している。草刈り等により適度に管理された里山的な自然環境を残しており、ハイタカなど多様な鳥獣の生息環境に適する生息地を有している。

このため、当該区域は、高尾鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

（1）公告縦覧

ア 期間

令和 5 年 7 月 4 日から同月 18 日まで（7 月 17 日が国民の祝日に当たるため 15 日間）

イ 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課

ウ 意見書の提出

なし

（2）利害関係人からの意見聴取

手続上、必要に応じ、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとされているところ、今年度も、新型コロナウイルス感染症対策のため公聴会は開催せず、利害関係人から意見書の提出を求めることとした。意見の内容等は別紙のとおり。

高尾鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見聴取結果

1 名称
高尾鳥獣保護区特別保護地区（新見市）

2 意見聴取対象
利害関係人 17名

3 賛否内訳

賛成	反対
17名	-

4 利害関係人の意見の概要

氏名	職名等	賛否	意見概要
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	保護区にして鳥獣を守るには最適の場所。ただし、農作物の被害も増えると思われるので、共存についても考えていかないといけない。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	自然豊かな地域になって欲しい。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	イノシシ、サル等の農作物への被害はあるが、鳥類が絶滅してもいけないので、保護の必要もある。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	サル、イノシシによる被害が毎年発生しており、駆除等の対策をお願いする。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特別保護地区の指定については、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要と認められるので賛成する。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。
[Redacted]	[Redacted]	賛成	特になし。

■	■	賛成	自然と共生していくことが重要な中、生物多様性の保全を行う上で、野生鳥獣の保護繁殖を図ることは不可欠なことである。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	狩猟鳥獣は少なく、保護区は必要だ。保護区には、公園などがあり、毎日多くの人利用している場所であり、狩猟はできない。保護区として推進すべきである。
■	■	賛成	狩猟鳥獣は少なく、保護区は必要だ。保護区には、公園などがあり、毎日多くの人利用している場所であり、狩猟はできない。保護区として推進すべきである。

高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(高尾鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和5年8月29日

岡 山 県

鳥獣保護区特別保護地区指定調書

名 称	高尾鳥獣保護区特別保護地区				
区 域	昭和48年岡山県告示第995号（鳥獣保護区の設定）により設定された高尾鳥獣保護区のうち、高梁川下流地域森林計画区新見市249林班のロ小班からニ小班までの区域。				
区 域 面 積	37ha	内 訳			
		林 野	農 耕 地	公有水面	そ の 他
		37	—	—	—
存 続 期 間	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）				
指 定 区 分	森林鳥獣生息地の保護区				
区域内の土地の概況及び鳥獣の生息状況	<p>(1) 当該地域の概要 当保護区は、新見市中心部に位置し、大部分を民有林が占めている。また、広葉樹林もあり鳥獣の生息に適している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類 鳥類：ヒヨドリ、コゲラ、ハイタカ、エナガ、ハシボソガラス等 獣類：イノシシ、タヌキ、キツネ等</p> <p>(3) 農林水産物の被害状況 イノシシ、カラス等による水稻等農作物への被害が発生している。</p>				
補償に関する事項	当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。				
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 針	森林の適正な管理に努める。				
指定及び維持に要する経費に関する事項	制札 3本、その他				
保護に関する指針	<p>岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護員が管理に当たる。</p> <p>鳥獣生息分布調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。</p> <p>農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分に考慮して適切に対応する。</p>				
その他参考事項	特になし				

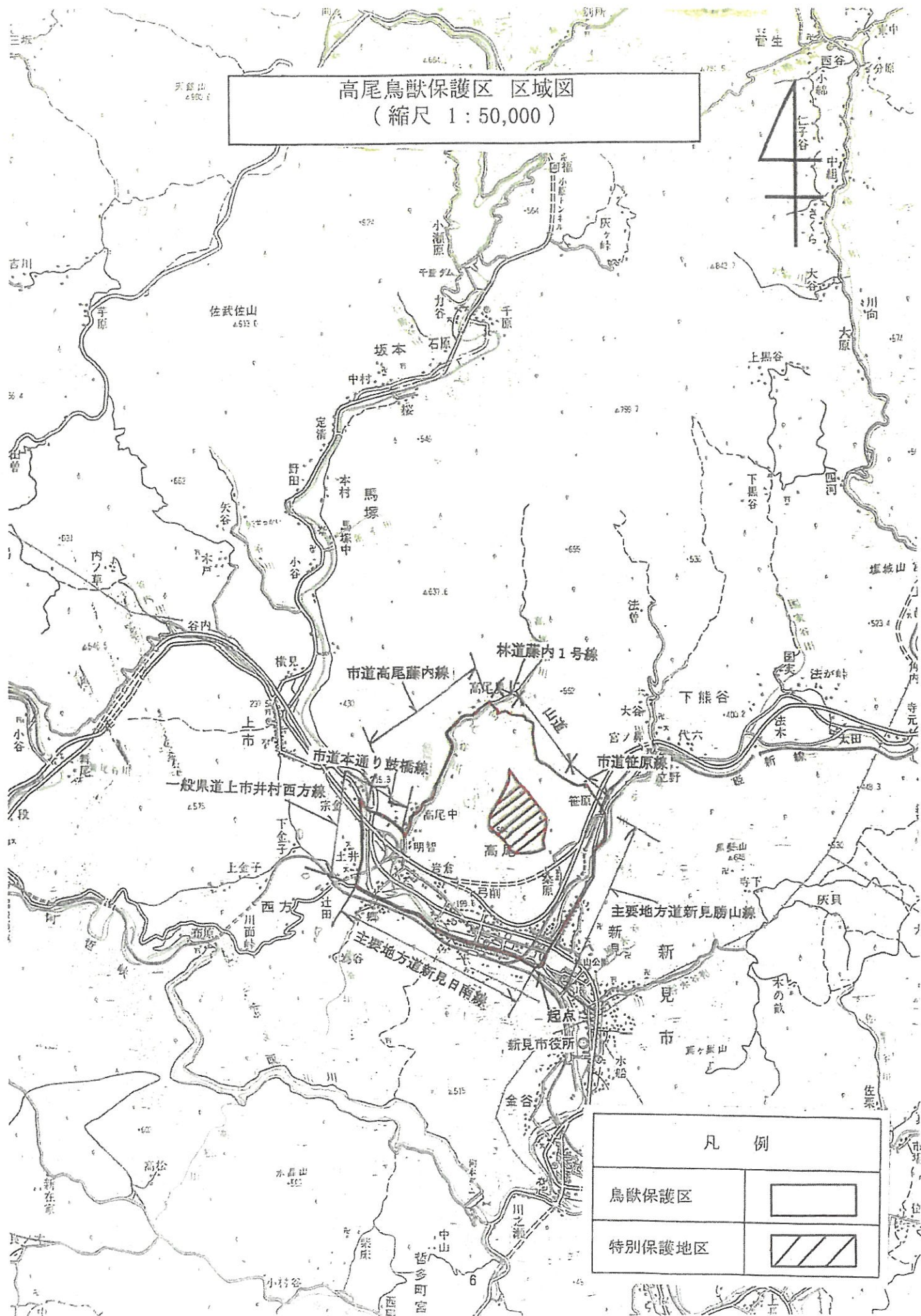
高尾鳥獣保護区特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	ha	国 有 林 (林野庁)	ha	普通林	ha	
					制限林	ha	
			国 有 林 以 外	ha			
	国 有 地 以 外	37 ha	県 有 地	ha	普通林	ha	
					制限林	ha	
			市 町 村 有 地	1 ha	普通林	1 ha	
					制限林	ha	
私 有 地	36 ha			普通林	36 ha		
				制限林	ha		
公 有 水 面	ha						
他の法令 による規制 区 域	自然環境保全法		ha	自然環境 保全地域	ha	(名称)	
	自然公園法 (条例を含む)		ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	ha ha ha	(名称)	
	文化財保護法		ha			(名称)	

土 地 利 用 調 書

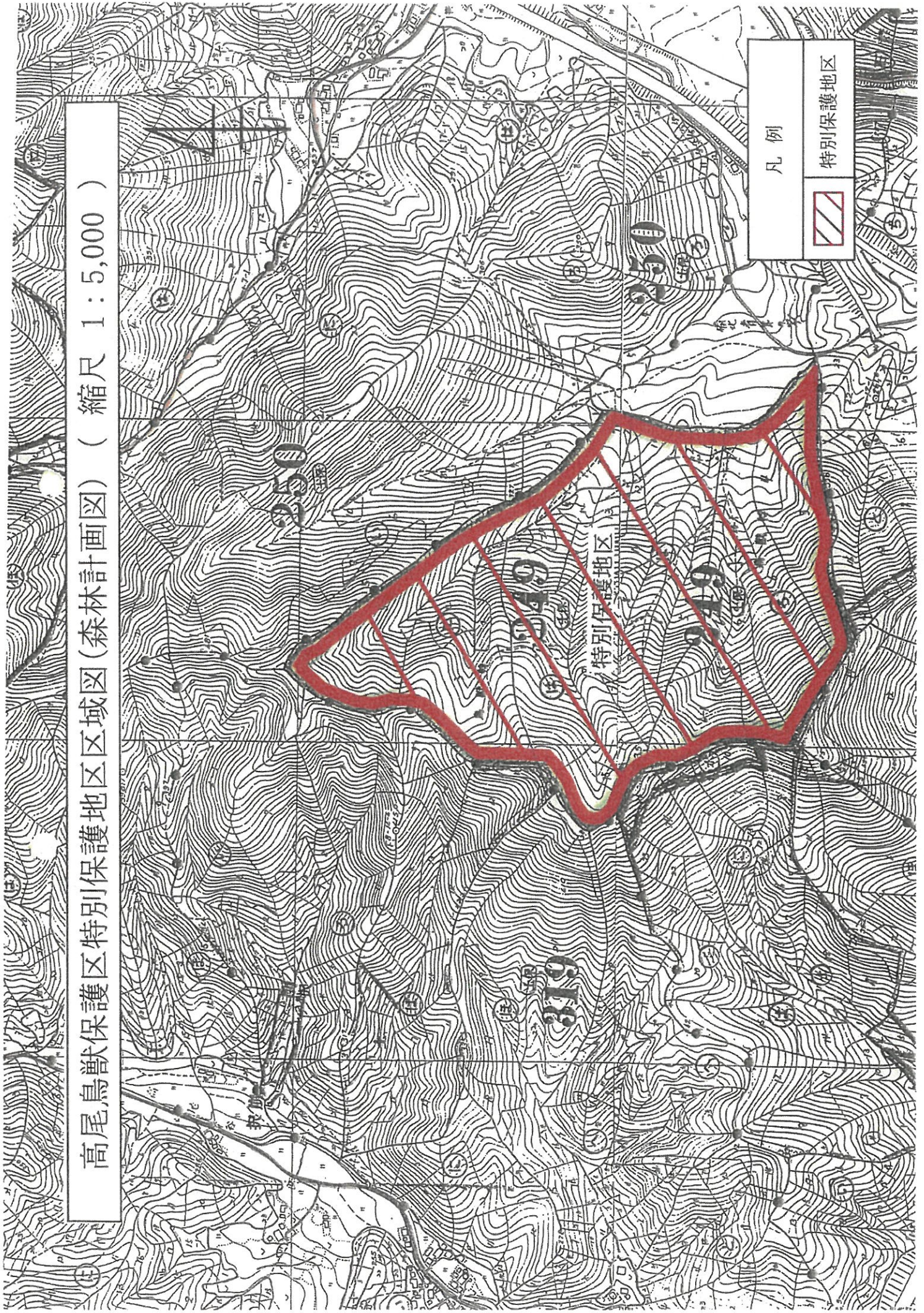
鳥獣保護区の指定		高尾鳥獣保護区								
指定理由の概要		森林鳥獣生息地として野生鳥獣の保護繁殖を図る。								
保護区の範囲		別紙指定調書及び区域図のとおり								
区 分	保護区面積 (ha)			左 の 内 訳						備 考
	普通	特別	計	農振地域面積 (ha)			農用地区域面積 (ha)			
				普通	特別	計	普通	特別	計	地域指定 年月日
農 耕 地	39		39	39		39				新見市 S47.9.1
内 訳	田	35		35	35		35			
	畑	2		2	2		2			
	樹園地	1		1	1		1			
	採草放牧地	1		1	1		1			
山 林	300	37	300	124	37	124				
原 野	7		7	5		5				
湖 沼										
河 川	60		60	20		20				
そ の 他	44		44	12		12				
計	450	37	450	200	37	200				
所 有 区 分		面 積 (ha)			所 有 区 分		面 積 (ha)			
国 有 地					私 有 地		389			
国 有 林 野					公 有 水 面		60			
公 有 地		1			そ の 他					
農業関係施策 の実施(計画) 状 況	事 業 名	受 益 面 積	施 行 年 度	地 区 名	保護区に含まれる受益面積					
他の土地利用関係法令 等による指定状況		保安林(水源涵養保安林、土砂流出防備保安林) 郷土記念物(アテツマンサク)								
地権者等 の同意書		市 町 村	地 元	地 権 者	備 考					
	全 体	1	16							
	同 意 者 数	1	16							
	同 意 率 (%)	100	100							

高尾鳥獣保護区 区域図
(縮尺 1 : 50,000)

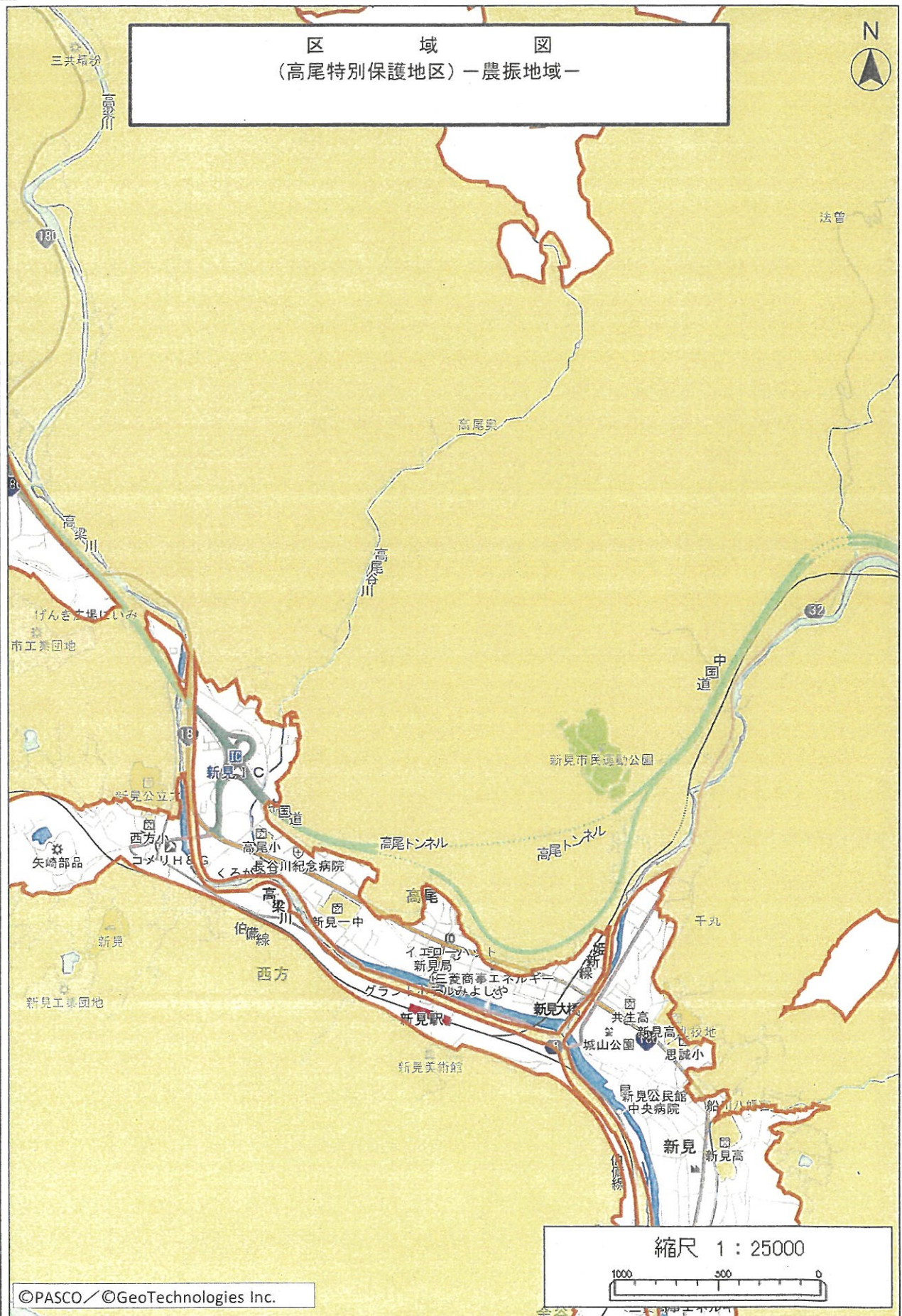


凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

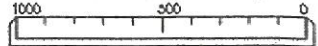
高尾鳥獸保護区特別保護地区区域図(森林計画図)(縮尺 1:5,000)



区域図
(高尾特別保護地区) - 農振地域 -



縮尺 1 : 25000



©PASCO / ©GeoTechnologies Inc.

森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 48 年（再指定 5 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり。

4 更新理由（指定理由）

森林公園鳥獣保護区は、苫田郡鏡野町の北部、標高 750m から 1,120m に位置し、鳥取県境に接し、吉井川源流域にあり、天然広葉樹林及びスギ・ヒノキの人工林などが見られる。このような自然環境を反映して、コゲラ、ヤマガラなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

そのうち、当該区域は、標高 840m から 1,100m に位置し、ブナ、ミズナラなどを主体とする落葉広葉樹林や県内でも珍しいカラマツ人工林などが存在し、その他、鳥獣の餌となるカエデなど、豊かな植生に恵まれており、多様な鳥獣の生息環境に適する生息地を有している。

このため、当該区域は、森林公園鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見聴取の状況

（1）公告縦覧

ア 期間

令和 5 年 7 月 4 日から同月 18 日まで（7 月 17 日が国民の祝日に当たるため 15 日間）

イ 場所

岡山県環境文化庁自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課

ウ 意見書の提出

なし

（2）利害関係人からの意見聴取

手続上、必要に応じ、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとされているところ、今年度も、新型コロナウイルス感染症対策のため公聴会は開催せず、利害関係人から意見書の提出を求めることとした。意見の内容等は別紙のとおり。

森林公園鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見聴取結果

1 名称

森林公園鳥獣保護区特別保護地区（鏡野町）

2 意見聴取対象

利害関係人 14名

3 賛否内訳

賛成	反対
14名	-

4 利害関係人の意見の概要

氏名	職名等	賛否	意見概要
■	■	賛成	当該区域は、岡山県立森林公園が整備されるなど優れた自然環境にあり、自然に対する理解とふれあいを深めるために欠くことのできない役割を果たしている。今後も良好な環境を保持し、野生鳥獣の保護・繁殖を図るために、特別保護地区の指定は必要である。
■	■	賛成	特別保護地区の指定は妥当と思われる。
■	■	賛成	特別保護地区の指定については、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要と認められるので賛成する。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	自然林が多く、ブナ林もあり野生鳥獣の保護、繁殖には適した場所だと思う。ぜひ指定をお願いします。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。

			賛成	特になし。
--	--	--	----	-------

森林公園鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(森林公園鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和5年8月29日

岡 山 県

鳥獣保護区特別保護地区指定調書

名 称	森林公園鳥獣保護区特別保護地区				
区 域	昭和四十八年岡山県告示第九百九十五号により設定された森林公園鳥獣保護区のうち、岡山県立森林公園の区域。ただし、森林基幹道美作北二号線より東側の部分を除く。				
区 域 面 積	300ha	内 訳			
		林 野	農 耕 地	公有水面	そ の 他
		300	—	—	—
存 続 期 間	令和5年11月1日から令和15年10月31日まで（10年間）				
指 定 区 分	森林鳥獣生息地の保護区				
区域内の土地の概況及び鳥獣の生息状況	<p>(1) 当該地域の概要 標高840mから1,100mの中国山地に位置し、鳥取県境に接している。カラマツ人工林、天然老木ブナ林等が生育している。</p> <p>(2) 生息する鳥獣類 鳥類：コゲラ、ハシブトガラス、コガラ、ヤマガラ、シジュウカラ等 獣類：ニホンノウサギ、キツネ、タヌキ、ツキノワグマ、テン、イタチ、イノシシ、ニホンジカ等</p> <p>(3) 農林水産物の被害状況 特になし</p>				
補償に関する事項	当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。				
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 針	森林の保続を図るとともに、森林の適正な管理に努める。				
指定及び維持管理に関する事項	制札10本				
保護に関する指針	<p>岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。</p> <p>鳥獣生息分布調査等により、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。</p> <p>農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。</p>				
その他参考事項	特になし				

森林公園鳥獣保護区特別保護地区面積内訳表

内 訳	国 有 地	ha	国 有 林 (林野庁)	ha	普通林	ha	
					制限林	ha	
			国 有 林 以 外	ha			
	国 有 地 以 外	300 ha	県 有 地	300 ha	普通林	ha	
					制限林	300 ha	
			市 町 村 有 地	ha	普通林	ha	
					制限林	ha	
私 有 地	ha			普通林	ha		
				制限林	ha		
公 有 水 面	ha						
他の法令 による規制 区 域	自然環境保全法		ha	自然環境 保全地域	ha	(名称)	
	自然公園法 (条例を含む)		300 ha	特別保護地区 特別地域 普通地域	ha 300 ha ha	(名称) 湯原奥津県立 自然公園	
	文化財保護法		ha			(名称)	

土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		森林公園鳥獣保護区									
指定理由の概要		森林鳥獣生息地として野生鳥獣の保護繁殖を図るため									
保護区の範囲		別紙指定調書及び区域図のとおり									
区 分	保護区面積 (ha)			左 の 内 訳						備 考	
	普通	特別	計	農振地域面積 (ha)			農用地区域面積 (ha)			地域指定 年月日	
				普通	特別	計	普通	特別	計		
農 耕 地											
内 訳	田										
	畑										
	樹園地										
	採草放牧地										
山 林	1,209	300	1,209								
原 野	81		81								
湖 沼											
河 川											
そ の 他											
計	1,290	300	1,290								
所 有 区 分	面 積 (ha)			所 有 区 分	面 積 (ha)						
国 有 地				私 有 地	453						
国 有 林 野	73			公 有 水 面							
公 有 地	764			そ の 他							
農業関係施策 の実施(計画) 状 況	事 業 名	受益面積 (ha)	施 行 年 度	地 区 名	保護区に含まれる受益面積 (ha)						
他の土地利用関係法令 等による指定状況											
地権者等 の同意書		市 町 村	地 元	地 権 者	備 考						
	全 体	1	12	1							
	同意者数	1	12	1							
	同意率 (%)	100	100	100							

